多賀町まちづくり応援寄附条例施行規則

平成20年9月26日 規則第22号

改正 平成25年3月27日規則第4号

改正 平成26年9月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀町まちづくり応援寄附条例(平成20年多賀町条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(寄附金の受入れ等)

- 第2条 寄附金は、寄附申込書(別記様式第1号)により受け付けるものとする。
- 2 寄附金の払い込みは、町長が指定する納付書、指定口座振り込みまたは現金納付(現金書留による送金を含む。)の方法により行うものとする。
- 3 町長は、寄附金を受け入れたときは、寄附金受領証明書を発行しなければならない。 (寄附金の額)
- 第3条 寄附金は、5,000円以上とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。 (寄附金台帳の作成)
- 第4条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(別記様式第2号)を作成 しなければならない。

(記念品の贈呈)

- 第5条 町長は、寄附金の額が10,000円以上の寄附者のうち、住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)の規定による本町の住民基本台帳に記録されていないものに、記念品を贈 呈することができる。ただし、一の寄附者に対する贈呈は、1年度につき1回限りとす る。
- 2 記念品の額は、寄附金の額に応じ別表のとおりとする。

(運用状況の公表)

第6条 町長は、条例第4条に規定する基金の運用状況を記録するとともに、その状況を 公表しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月27日規則第4号)

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

付 則(平成26年9月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

寄附金額	記念品の金額
10,000円以上20,000円未満	5,000円以下
20,000円以上	10,000円以下